ビューローベリタス広島事務所をいつもご利用いただきありがとうございます。最新情報をお知らせいたします。

–INDEX–

【トピックス】
- 住宅省エネルギー性能証明書発行業務を開始します
- BV MAGAZINE 10 February 2023
- 【コラム連載】改訂版「告示にかかる審査」解説シリーズ
- 書籍「マンガで読む建築基準法」出版のお知らせ
- 建築知識のポン太くんと学ぶ 用途別・建築法規 vol.39｜病院・診療所｜病院・診療所の用途による規制を知るんだポン！

【最新情報（法令・地域条例）】
＜国交省関連＞
- 農作業のために必要な休憩施設、便所の取扱いについて

＜地域条例等＞
- 広島県/災害危険区域の指定について
- 広島県/急傾斜地崩壊危険区域の一部廃止について
- 広島県/土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の解除及び指定について
- 広島県広島市/広島圏都市計画（広島平和記念都市建設計画）地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部が改正されました。
- 広島県広島市/広島圏都市計画区域内の用途地域の指定のない区域のうち市街化調整区域内の建築物の容積率が変更されました。
- 広島県広島市/土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の解除について

▼広島事務所からヒトコト
- 営業　稲田

【インフォメーション】
- 建物・設備の定期検査（インサービス検査事業本部）のご紹介
- 技術監査サービス（技術監査事業部）のご紹介

トピックス

住宅省エネルギー性能証明書発行業務を開始します

ビューローベリタスジャパン株式会社では「特定エネルギー消費性能向上住宅およびエネルギー消費性能向上住宅の新築取得等をした場合の住宅ローン税額控除の特例並びに特定エネルギー消費性能向上住宅の新築等をした場合の所得税額の特別控除に係る租税特別措置法施行規則第 18 条の 21 第 16 項および第 17 項の規定に基づき国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類に係る証明について」（令和 4 年 5 月 20 日、国土交通省住宅局）等に基づいて住宅の省エネルギー性能を証明する書類の発行を実施します。

→詳しくはこちら https://www.bvjc.com/ctc-business/he/

BV MAGAZINE 10 February 2023

BV MAGAZINE 最新号に下記記事が掲載されました。

- 住宅取得支援策について
  https://www.bureauveritas.jp/magazine/230210/002
- 建築基準法第 12 条定期報告（特定建築物定期調査）2023 年度（令和 5 年度）の報告対象
  https://www.bureauveritas.jp/magazine/230210/007

【コラム連載】改訂版「告示にかかる審査」解説シリーズ

多数のリクエストにお答えし、2006 年に掲載していたコラム「告示にかかる審査」解説シリーズの改訂版を、「避難安全検証法」、「免震建築物の審査」、「限界耐力計算」の 3 つの分野に展開し、連載コラムとして掲載していきます。

今回は「免震建築物の審査」《法的な変遷と免震建築物の設計法》と《免震建築物の構造計算フロー》について解説します。

- 免震建築物の審査 《法的な変遷と免震建築物の設計法》
  https://www.bvjc.com/column/column_007.html
- 免震建築物の審査 《免震建築物の構造計算フロー》
  https://www.bvjc.com/column/column_008.html

書籍「マンガで読む建築基準法」出版のお知らせ

ビューローベリタスジャパン株式会社建築認証事業本部が監修・執筆した書籍「マンガで読む建築基準法」が 2 月 2 日に発売されました（発行元：株式会社エクスナレッジ）。

→詳しくはこちら https://www.bvjc.com/news/230202.html

建築知識のポン太くんと学ぶ 用途別・建築法規 vol.39｜病院・診療所｜病院・診療所の用途による規制を知るんだポン！

建築のプロに必要不可欠な情報をタイムリーに提供する専門誌「建築知識」2023 年 3 月号（2023 年 2 月 20 日発行/株式会社エクスナレッジ）に、弊社社員が記事を執筆しました。

→詳しくはこちら https://www.bvjc.com/news/230220.html

最新情報（国交省関連）

●農作業のために必要な休憩施設、便所の取扱いについて
建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という）第 48 条第 8 項の規定に基づく田園住居地域における建築物の用途の制限に関し、農作業のために必要な休憩施設、便所の取扱いについて、「令和 4 年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和 4 年 12 月 20 日閣議決定）を踏まえ、下記のとおり通知します。なお、都道府県建築行政主務部長、特定行政庁および地方整備局長指定又は都道府県知事指定の指定確認検査機関に対しても、この旨周知していることを申し添えます。

→続きはこちら https://www.bvjc.com/news/ordinance/mlit.html#m230228

最新情報（法令・地域条例）

地域条例等

●広島県/災害危険区域の指定について
広島県建築基準法施行条例（昭和 47 年条例第 16 号）第 3 条の規定により指定されました。急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）第三条第一項の規定によって次の土の区域が急傾斜崩壊危険区域に指定されました。

尾道市　瀬戸田町　瀬戸田　潮音山東地区（追加）

詳細については下記お問い合わせ先へご確認ください。

広島県　建築課　構造審査グループ
TEL：082-513-4159

●広島県/急傾斜地崩壊危険区域の一部廃止について
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）第三条第一項の規定によって次の土地の区域が急傾斜崩壊危険区域から廃止されました。

横尾地区（追加）

詳細については下記お問い合わせ先へご確認ください。

広島県　建築課　構造審査グループ
TEL：082-513-4159

●広島県/土砂災害警戒区域および土砂災害特別警戒区域の解除および指定について
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 7 条第 1 項および第 6 項並びに第 9 条第 8 項の規定によって、次の広島県告示で指定した区域の土砂災害警戒区域および土砂災害特別警戒区域の指定が解除されました。

広島県広島市南区本浦町 28　他

詳細については下記お問い合わせ先へご確認ください。

広島県　建築課　構造審査グループ
TEL：082-513-4159

●広島県広島市/広島圏都市計画（広島平和記念都市建設計画）地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部が改正されました。

改正された地区：西風新都伴中央平木地区

詳しくは
広島市総合トップページ＞ 事業者向け情報＞ 建築に関する法令等＞ 建築基準法に関する条例・規則＞ 建築基準法に関する条例・規則

詳細については下記お問い合わせ先へご確認ください。

広島市　建築指導課　第一指導係
TEL：082-504-2287

●広島県広島市/広島圏都市計画区域内の用途地域の指定のない区域のうち市街化調整区域内の建築物の容積率が変更されました。

令和４年 12 月 26 日付で西風新都伴中央平木地区および広島港五日市地区（工業地区 B）の区域が市街化区域に編入されました。これに関連し、同日付で建築基準法第 52 条第 1 項第 8 号、第 53 条第 1 項第 6 号、第 56 条第 1 項第 2 号二および別表第 3 の 5 の項（に）の欄の規定に基づき、用途地域の指定のない区域のうち市街化調整区域内にある当該地区の容積率が変更されました。

詳細については下記お問い合わせ先へご確認ください。

広島市　建築指導課　第一指導係
TEL：082-504-2287

●広島県広島市/土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の解除について
「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（土砂災害防止法）」の規定に基づき、下記のとおり、令和４年 12 月 22 日付けで、土砂災害警戒区域および土砂災害特別警戒区域の解除がなされました。

南区　黄金山（仁保）

詳しくは下記ウェブサイトをご確認ください。

http://www.sabo.pref.hiroshima.lg.jp/

詳細については下記お問い合わせ先へご確認ください。

広島市　建築指導課　第二指導係
TEL：082-504-2288　FAX：082-504-2529

広島事務所からヒトコト

この冬もシベリア寒気団の影響で寒い冬になりましたが、冬が寒いのは当たり前です。しかし、今年は電気代が昨年より３割程度値上がりし、少しでも家計への負担を減らそうと空調の温度を下げ、我慢を強いられた冬でした。
そんな中ですが、私自身は早く暖かくなることを期待しながら日々過ごしているところです。皆様はいかがでしょうか？
審査状況も落ち着いてまいりました。新規のご相談・ご申請お待ちしております。よろしくお願いいたします。

営業　稲田

インフォメーション

建物・設備の定期検査（インサービス検査事業本部）のご紹介

ビューローベリタスでは 2011 年に建物の定期検査サービスをスタートし、
現在は**年間 9,800 件***の検査を実施しております。 ＊2021 年度検査実績

特定建築物定期調査のほか、建築設備定期検査、学校施設の非構造部材耐震点検、防火設備定期検査、防災・防火・消防設備・消防点検報告そして電気保安管理業務も行っております。

→建物・設備の定期検査についての詳細はこちら https://www.buil-repo.com/

技術監査サービス（技術監査事業部）のご紹介

技術監査事業部では、建物の環境や快適性を評価認証する、CASBEE 評価認証、LEED 認証適合性検証、WELL 認証適合性検証、また、遵法性調査、法適合状況調査、テクニカル・デューデリジェンス®、品質監査（QATA）などを行っています。
→技術監査サービスについての詳細はこちら https://kansa.bvjc.com/

※※Newsmail の情報・ウェブサイト先等は 2023 年 2 月 28 日現在の情報です。※※
ご不明な点、ご質問などございましたら、お気軽におお問い合わせください。

お問い合わせ

ビューローベリタスジャパン株式会社 建築認証事業本部
広島事務所

〒730-0021 広島市中区胡町 4-21 朝日生命広島胡町ビル 2F
MAIL:ctcbca.hrs@bureauveritas.com
TEL:082-543-6000 FAX:082-541-2771

ウェブサイト: Bureau Veritas Japan | 建築確認
(C) 2023 Bureau Veritas Japan